

岩手県告示第655号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨盛岡地方方法務局長から次のとおり通知があった。

令和7年11月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市神子田町、同市茶畑一丁目及び同市茶畑二丁目地区
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年11月15日から令和8年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量